

## 随意契約理由書

件名	簡易型組立式洪水防止壁購入	
契約の相手方	有限会社エムアンドケイ	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	
随意契約の理由		
<p>本件は、二級河川高橋川に架かる出合橋に暫定的な高潮対策として設置を予定している簡易組立式洪水防止壁の調達を行うものである。</p> <p>高橋川は、昨年度の台風21号による高潮により浸水被害を受け、河川管理者である兵庫県が改修を予定している。出合橋は阪神連続立体交差事業により架替えが予定されており、現在は仮橋が設置されている。架替え後の本橋は高潮に対する高さが確保されるが、仮橋は高さが不足しており、高潮時には市による対策が必要となる。</p> <p>IBS組立式洪水防止壁システムは、支柱及びパネルによって、必要な止水高を確保する製品で、事前に工事等の必要は無く、現地での設置は容易である。また、土のうなどに比べて、設置時間は短く、設置後の作業員の安全性も確保できる。</p> <p>当該製品は、日本国内ではIBSの唯一の代理店である当該業者でしか販売を行っておらず、他社では購入が不可能である。</p> <p>したがって、当該業者と随意契約を行うものである。</p>		
担当部署 (問合せ先)	建設局防災部河川課計画調整係	(電話番号 595-6373 )